

理事会議事録

期 日 令和3年5月25日(火)

会 場 Web会議により開催

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長

(指宿市長)

豊 島 健 男



副 理 事 長

(阿久根市長)

西 平 良 将



副 理 事 長

(長島町長)

川 添 健



理事会議事録

1. 開催日時

令和3年5月25日 午後2時30分～3時10分

2. 開催場所

Web会議により開催

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：11人

○出席者：6人

豊留 理事長（指宿市長）
川添 副理事長（長島町長）
西平 副理事長（阿久根市長）
橋本 理事（伊佐市長）
荒木 理事（屋久島町長）
久木田 常務理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：5人

本坊 理事（南さつま市長）
朝山 理事（奄美市長）
伊集院 理事（大和村長）
伊地知 理事（和泊町長）
池田 理事（県医師国民健康保険組合理事長）

○議長：豊留 理事長（指宿市長）

○議事録署名者：豊留 理事長（指宿市長）、西平 副理事長（阿久根市長）、
川添 副理事長（長島町長）

4. 議事

【議決事項】

役議案 第10号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望（案）について

その他 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援獲得のための要請活動等について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

出席者の音声と映像が即座に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできることを確認した。

事務局から、理事 11 人中、6 人出席されているため、定数の半分以上が出席していることを報告し、理事会の成立・開会を宣言した。

(2) 主催者あいさつ

【豊留理事長】

皆さんこんにちは。理事長の指宿市長 豊留でございます。

本日は、大変お忙しい中、臨時理事会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして、格別な御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、変異株による急激な感染拡大により緊急事態宣言が出され、対象地域の追加や都市部では宣言の延長もなされております。本県におきましても、今月初めには県の警戒基準がステージ3に引き上げられ、最大確保病床の占有率が最も深刻な状況を示すステージ4の水準に達するなど、未だ予断を許さない状況となっております。

各市町村におかれましても対策本部や相談窓口の業務などとともに、感染拡大収束の鍵となるワクチンの迅速な接種に向けた対応など、住民の安心、安全を守るため、日々大変なご苦勞されていることに心から敬意を表する次第でございます。

本日の理事会でございますが、国保総合システムの令和6年度更改費用の財政支援を国に求めるための取り組みにつきまして、御審議いただくこととしたため、Web会議システムの活用により、皆さん、それぞれ地元から御参加いただいております。

Webの利点を活かした理事会となれば思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(3) 議長選出

規約第32条の規定により、豊留理事長が議長に選出された。

(4) 議事録署名者氏名

規約第 35 条の規定により、西平阿久根市長及び川添長島町長が、議事録署名者に選任された。

(5) 議案及びその審議状況

【議長（豊留理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。本日の附議事項は、「国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望（案）について」でございます。

本日は、事務局から事前にメールで送付しております理事会議案書により、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、Web 上での議事となりますので、音声や映像などに不具合が起きた場合にも、挙手にてお知らせくださるようお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。差し支えない場合は、挙手をお願いいたします。

（ 挙 手 ）

ありがとうございます。御異議が無いようですので、阿久根市長の西平副理事、長島町長の川添副理事のお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

議決事項ですが、役議案第 10 号「国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望（案）について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

[議決事項]

役議案第 10 号

（役議案第 10 号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する要望（案）について）

事務局（川上事務局長）：

A 4 版理事会議案書の 3 ページをお開きください。

役議案第 10 号は、「国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援

に関する要望（案）について」でございます。

この件に関する国の動向等は、令和元年7月以降の理事会・総会の際に、経緯等を御説明申し上げて参りましたが、先日4月28日、国保中央会から、国の予算要求に向けて、早急に取り組みを進めてもらいたいとの要請があり、御理解と御協力をいただきたく、本日理事会を開催させていただいたものでございます。

提案理由に記載してございますが、令和6年4月の国保総合システムの更改に向け、国保連合会・国保中央会では、積み立て等計画的な対応を行ってまいりました。しかしながら令和元年6月に閣議決定された規制改革実施計画等により、社会保険の審査支払機関でございます社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムとの共有化・整合性を図ることが求められ、想定を超える内容やスケジュールでのシステム開発等が必要となったことから、システム開発等の費用が積み立てを大幅に上回る見込みとなったところでございます。このため、国保保険者等に追加的な財政負担が生じることのないよう、国による十分な財政支援についての要請（案）について、議決をいただきたいと考えているところでございます。

参考資料「国保総合システムの次期更改等について」をご覧ください。

かいつまんで御説明申し上げます。

二つ目の丸、国民健康保険運営のための基幹システムである「国保総合システム」、このページの真ん中の枠囲いにシステムの概要が記載されておりますが、このシステムは令和5(2023)年度末をもちまして、ハードウェア保守期限が到来するという事。

三つ目の丸、一方、被用者保険、いわゆる社会保険の審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金のシステムとの共同開発や共同利用などを通して、システムや業務の効率化や審査基準の統一化を図ることが政府与党から求められているところでございます。

四つ目の丸、このため、令和元年6月に閣議決定された、政府の規制改革実施計画において、「支払基金」のシステムとの整合的かつ効率的な運用に向けた具体的な方針等を明らかにすることとされまして、昨年9月から厚生労働省の検討会での検討を経まして、本年3月に改革工程表が策定されたところでございます。

一番下の丸、今後は、この「改革工程表」に基づきまして、厚生労働省の主導・参画のもと、仮称でありますデジタル庁とも連携し、下の枠囲いに示す、（1）最新のICT技術を活用し、安価で効率的・安定的なシステムを構築。（2）デジタルガバメントに係る政府方針を踏まえたクラウドサービ

スの利用等。(3)「支払基金」との審査・支払機能の共同利用。の実現を目指す必要がございます。

裏面をご覧ください。

一つ目の丸は、システムの改革に向けての工程表についてでございます。

表の①、令和6年、2024年の4月、システムのハードウェア保守期限の到来に併せて、各都道府県にそれぞれ設置されていたハードウェアを全国分まとめてクラウド化すること。②として、支払基金のシステムと整合性を実現するために、レセプトを医療機関等から受け付ける仕組み、いわゆる受付領域の支払基金との共同利用を図ること。この①と②を第一段階として、機器更改タイミングで実施することのほか、③令和8年(2026年)4月に向けて、支払基金との共同開発体制を構築のうえ、従来、別々に構築されていた審査・支払機能の効率的な共同利用に向けた開発を推進することとされております。

二つ目の丸、今回のシステム改革につきましては、中長期的には(1)～(3)に示す通り、システム改修や保守関連費用の逡減をはじめとするメリットがあるものと考えてございますが、下から二つ目の丸、しかしながら、令和6(2024)年度更改のために新たに必要となる費用に対しまして、現時点で収集可能な情報に基づく概算は、全国で百数十億円の財源が不足することが見込まれているところでございます。この数字は、前回の機器更改に要した費用に加えて、この程度かかる、かかり増しになると見込まれている額でございます。

一番下の丸、これまでの議論を踏まえまして、改革を進めていくこととされましたが、改革に係る費用の問題でございます。特に、財政基盤が脆弱な国保保険者等、等とは後期高齢者医療広域連合も含んでいるとのことでございます。そこに新たな負担を求めることは不可能であり、極めて公共性の高い重要なインフラ、公共財としての役割を担う国保総合システムを、政府の方針に沿って、円滑に開発していくためには国庫補助の獲得等による財源の確保が不可欠と考えており、国保中央会、全国保連合会において、全国的な予算獲得運動を展開することとなった次第でございます。

理事会議案にお戻りいただきまして、5ページをご覧ください。

これまでご説明申し上げた内容を踏まえまして、取りまとめた要望(案)が枠囲いの内容でございます。読み上げます。

規制改革実施計画等を踏まえた国保総合システムの次期更改に当たっては、財政が脆弱な国保保険者、後期高齢者医療広域連合に新たな財政負担が生じないように、国による十分な財政支援を講じること。

本理事会において、このことを議決いただき、要請活動に繋がりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。御質疑がある場合は挙手にてお知らせのあと、マイクをオンにしてお話してください。

〔質疑応答〕

川添理事：参考資料裏面にある「令和6年度機器更改のために新たに必要となる費用に対して、現時点で収集可能な情報に基づく概算で、百数十億の財源が不足することが見込まれる」とあるが、鹿児島県連合会ではいくらの見積りを予想されているのか。

事務局：百数十億を全国で割り振るが、想定される割り振りは例えばレセプトの件数で割り振られるのが考えられる。そうした時に仮に150億と想定した時に鹿児島県では2億～2億5千万の負担が考えられる。

久木田常務理事：

事務局長の説明に少し補足を加えると百数十億というのは仮の数字であり、国保中央会で精査を進めているところである。秋の要請活動に向けて確定的な数字を出すことが必要となり次の議題にも関係あるが、中央会で6月29日に定期総会を予定している席で緊急要望の採決をすることになっている。その時点で、ある程度固まった概算見積りの数字が出る予定である。更に加えると、今、試算をしている新たなシステムの総額が400数十億、400億ちょっとかかりそうで、現在の国保中央会や全国の連合会での減価償却積立金が2百数十億。不足分が概ね百数十億。仮で150億というような数字で想定し検討したところ、本会では2億ちょっと超えるような数字になるのではないか。それを短期間に負担するということが国の方針に沿った動きではあるが、なかなか負担が難しい。国に対してお願いを進め、ぜひとも国費で全額支援していただきたいと考えている。

もうひとつ申し上げますと減価償却積み立てが全額用意されていると2百数十億だが、去年のコロナの関係で歳入が予定どおりではないということもあり、減価償却が満額積めていないという状況である。計画的に積み立てを行うような取り組みとなっているが、各連合会においても積み立ての金額に差があると思っている。そのことも汲んでいただいて、必要な額については全額、財政支援をいただきたいと御理解いただきたい。

川添理事：久木田常務理事から全額、国で負担してほしいとの主旨の説明があったが、理想的にはそれが一番だと思う。しかし現実として今はコロナもあるので、国が対応できるかというところである。このような場合に、それぞれの市町村の財政事情に応じた制度があるので、例えば私の町だと過疎債のソフト事業で充当するというのもひとつの補完的な案と考える。要望としては全額支援してほしいが、久木田常務理事はその辺、専門であるので、どうかそういう含みも含めて、財政の弱い市町村が困難な状況が来ないように見据えてほしい。

議長（豊留理事長）：

他の自治体においてはいろんな問題が山積している。これ以上、国保税率を上げることもできないし、コロナ禍の状況ではそれぞれの市町村が負担をする仕方もあると思うが、色々な団体と連携しながら国へ働きかけていく、その時が今だろう。

是非、皆さんで国に働きかけ、この私たちの想いを届ける必要があるのではないかという主旨のもと、臨時理事会を開かせていただいた。ご自由に御意見をどうぞ。

橋本理事：全国の統一した考えの下に、ぜひとも支援がいただけるよう主旨に賛同するのでよろしくお願ひしたい。

西平理事：財政運営の健全性からも必要な措置かと思うので、これについてはぜひとも承諾させていただきたいし、積極的に陳情していきたい。

荒木理事：陳情をよろしくお願ひしたい。

【議長（豊留理事長）】

市長会、町村会などそれぞれの団体でこのような議決等を踏んだうえで、国へ積極的に働きかけていく工程を踏んでいくかと思う。その際には、それぞれの団体で頑張っていたいただきたいと思っている。

市長会においては、九州、四国など色々な地域があるが、既に議決をして、国に陳情しようという動きもあるようである。九州地区は残念ながら理事会その他が終わっているが、9月には九州市長会の要望等があるので、そこへ積極的に働きかけて私たちの要望を届けたいと考えているがよろしいか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

(挙 手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 10 号は原案どおり決定することといたします。

次に、「その他」になりますが、「国保総合システムの次期更改等に対する国の財政支援獲得のための要請活動等について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(その他 国保総合システムの次期更改等に係る国の財政支援獲得のための要請活動等について)

事務局（川上事務局長）：

今後の要請活動の進め方について、事務局の考えを御説明申し上げたいと存じます。

お手元の資料、《国保総合システムの次期更改等に対する国の財政支援獲得のための要請活動について》をご覧ください。

まず、この改革に係るシステム更改経費につきましては、来年度から必要となります。

厚労省が設置した「在り方検討会」の中でも、国保に対する財政支援が必要であるとの指摘がなされ、報告書にも明記されていることもあり、繰り返すにはなりますが、当初、国保中央会では、秋に向けての要請活動を計画していると聞いていたところではございますが、先月になり、急遽、夏の概算要求に向けて地方 6 団体から、また、それに向けて全国の国保連合会から地元選出国會議員への働きかけを含めた活動について要請があったところでございます。

先に「2. 概算要求・予算編成に向けた状況」をご覧ください。国の来年度予算の要請活動にあたっては、大きく二つあると考えております。

一つは、毎年 7 月頃までに実施される概算要求に向けた要請活動と、もう一つは、毎年 11 月頃に実施される予算編成に向けた要請活動になります。

概算要求に向けた要請活動についてでございますが、まず、国保中央会が既に地方 6 団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）に趣旨を説明し、要請内容については理解をいただいているとのことでございます。

これを受けて、現段階では、全国知事会、全国市長会、全国町村会は全国の要望事項としての取りまとめに入れ込んでいただけたと聞いております。また、全

国都道府県議会議長会においては、財政基盤強化対策県議会議長協議会において要望項目として入れていただいたと聞いております。

次に、「1. 臨時理事会決議後の取り組み等」についてでございます。

一つ目の丸、鹿児島県市長会・町村会については、本会会員である皆様が構成されている団体となりますので、それぞれの会の中で理事の皆様から取り組みについての御発議、要請をしていただきたいと思いますと思っております。

ただ、概算要求に向けての要望項目の整理は先ほど理事長から御説明があったとおり、市長会では終わってございますので、秋に向けての要請をお願いしたいと考えております。

二つ目の丸、市長会と町村会を除く、各団体につきましては、連合会名で全国団体としての要望をあげていただきたい旨、文書による要請を行いたい。

三つ目の丸、地元選出の国会議員に対しての要請が大切であると考えており、今のところ6月下旬に国保中央会の定期総会において「緊急要望書」の採択、関係省庁への陳情が予定されております。この時期には、システムの更改に係る経費が確定するものと思われまますので、コロナの状況もございますが、これに併せて事務局において要請活動を行うこととしたいと考えております。なお、地元選出国会議員の方々が帰鹿され、お話しができる機会等がございましたら、理事の皆様からも要請等を行っていただきたいと思いますと思っております。

四つ目の丸、県内の保険者への説明・要請依頼についてですが、明日 Web で開催予定の国保主管課長会議等を通じて、本日の臨時理事会の結果について報告し、要請内容と活動の必要性について御理解をいただくと共に、特に秋に向けた要請活動への積極的な参加をお願いしたいと考えております。

最後の丸、11月19日(金)に東京・有楽町で開催予定の国保制度改善強化全国大会において決議を行い、関係省庁及び主要国会議員に要請活動を行う予定でございます。理事の皆様方には是非ご参加いただきたいと思います。存じます。

なお、今年7月には、理事の方々の任期により、入れ替えがございますが、この要請活動等の取り組みにつきましては、7月の総会後の臨時理事会にて、新理事に対し、改めて説明し御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

今後の要請活動等につきましては、以上でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。御質疑がある場合は挙手してお知らせのあと、マイクをオンにしてお話してください。

(な し)

御質疑が無いようですので、原案どおり了承することとしてよろしいでしょうか。
よろしければ挙手をお願いします。

(挙 手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、今後の取り組みについて、原案どおり了承することといたします。

それでは、本日は承された要請活動について、今後積極的な取り組みをお願いします。

以上で本日予定されました理事会の議案について終了いたしました。

その他、何かございませんか。ございましたら挙手してお知らせのあと、マイクをオンにしてお話しください。

(な し)

【議長（豊留理事長）】

他に御質疑が無いようですので、以上をもちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

(6) 閉会のあいさつ

【川上事務局長】

理事の皆様方には、大変お忙しい中、御審議いただき、誠にありがとうございました。

また、提案しました役議案について、御承認いただきましたことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

本日、御承認いただいた要請内容につきましては、早急に県をはじめ、鹿児島県議会議長、鹿児島県市議会議長会、鹿児島県町村議会議長会に要請を行います。

私共といたしましては、規制改革実施計画等、国の政策に基づく新たな財政負担は国の十分な財政支援で賄われ、決して財政が脆弱な国保保険者等に新たな財政負担が生ずることのないよう、県選出国會議員をはじめ、関係省庁等に対して、理解と協力を得られるよう機会を見つけて要請、説明等を行っていきたいと考えておりますので、今後とも、理事の皆様方におきましても、御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後 3 時 10 分